

Title	「社会政策学会」の成立とシュモアの社会政策原理 - 独逸社会政策思想史続篇 -
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.10 (1931. 10) ,p.1464(52)- 1530(118)
JaLC DOI	10.14991/001.19311001-0052
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311001-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「社會政策學會」の成立とシユモラアの社會政策原理

——獨逸社會政策思想史續編——

奥井復太郎

序

筆者は前稿に於いて獨逸講壇社會主義者に關する論戰を述べた。自由放任に對する批判として、抽象的方法論に對する批判として、偏一的な純理經濟論の批判として、國家干渉、具體的歴史的方法論、綜合的倫理的、政策的經濟理論を主張する新しい傾向の生れて來た事を觀察し、此の傾向が十九世紀の六十年代を経て七十年代に於いて漸く世論の趨向と歩を一致する事を得た旨を記述した。本稿に於いて述べんとする「社會政策學會」の成立は此の傾向の具體的結實であり、此の成果に就いて再びグスタフ・シユモラアを中心にして獨逸社會政策思想史の續稿をものしみたいと思つてゐる。従つて本稿に於いて取扱はれる論題は、(一)アイゼナッフ社會問題討議會 (二)

社會政策學會の成立 (三) シユモラア・トライナケの論争の三點である。第三の題目は、シユモラアをして其の社會政策理論を體系づけせしめた、一書「法律と國民經濟の若干基礎問題に就いて」を論ずるに於いて其の意義がある。以下此の順序に於いて新傾向の經過を物語らう。

本稿に就いて利用したる文献左の如し

Schnoller: Über einige Grundfragen der Socialpolitik und der Volkswirtschaftslehre. 1898 (Über einige Grundfragen des Rechtes und der Volkswirtschaft. Ein offenes Sendschreiben 1874-1875) (Wechselnde Theorien und fertstehende Wahrheiten im Gebiete der Staats- und Socialwissenschaften und die heutige deutsche Volkswirtschaftslehre. 1897)

Schnoller: Zur Social- und Gewerbepolitik. 1890 (Rede zur Eröffnung der Besprechung über die sociale Frage in Eisenach 1872) (Die sociale Frage und der preussische Staat 1874)

Verhandlungen der Eisenacher Versammlung zur Besprechung der socialen Frage. 1873.

Verhandlungen des Vereins für Socialpolitik. (Schriften des Vereins für Socialpolitik) Jahre 1873, 1874, 1875, 1877, 1879, 1882, 1884, 1886, 1888, 1890.

A. Held: Der Volkswirtschaftliche Kongress und der Verein für Socialpolitik. (Schnoller's Jahrbuch 1877)

Held: Die fünfte Generalversammlung des Vereins für Socialpolitik (Schnoller's Jahrbuch 1877).

Held: Socialismus, Sozialdemokratie und Socialpolitik. 1878.

v. Treitschke: Der Socialismus und seine Gönner, nebst einem Sendschreiben an Gustav Schnoller, 1875.

E. Conrad : Der Verein für Sozialpolitik und seine Wirksamkeit auf dem Gebiet der gewerblichen Arbeiterfrage. 1906.
H. Gehrig : Die Begründung des Prinzips der Sozialreform. 1914.

講壇社會主義者に對する非難は決して穏やかなものではなかつた。吾々は其れを次の様な機會に於いて見出す。

例へば講壇社會主義者の一部を労働者煽動家とみたるが如き (A. Fleischmann : Die Arbeiter-Agitatoren des Katheder-Sozialismus und der Sonneberger Spielwaren-Industrie und ihr Handel. Berlin. 1884) 即ち好んで平和な工場部落に事を構ふる者となし或ひは更に九十七年に於ける普魯西議會に於ける問題(五月四日 Kultusminister が講壇社會主義者即ちソグナア其の他の人々の言動に就いて一部の非難に對して擁護論を試みたる)に端を發した Freiherr von Stumm の貴族院演説(上記文部大臣の所説を駁してソグナア、シユモラア、デルブリュック等の奇矯過激なる所論を攻撃す)等に、當時の保守主義者の懐く頑迷と疑懼とが物語られてゐる(Über die Stumm'sche Herrenhausrede gegen die Kathedersozialisten. Schreiben an den Geh. Justizrath Professor D. Dr. Hinschius, Vertreter der Universität Berlin im Herrenhause von den Professoren Delbrück, Schmoller, Wagner.

Berlin. Verlag von Georg Stilke. 1897. mit Anhang : die Rede des Herrn Freiherrn von Stumm-Alberg)

此の顛末を些細に物語る事を避けよう。新舊の思想の對立は常に反覆してゐる事を、吾々は此の書の中に見出し得る。従つて興味なしとはしないが當面の問題外に逸するを以つて之れに言及せざるを以つて至當とする。又此の機會に述べておくが此の書及び其の他、いづれも東京商科大學圖書館所藏カール・メンガア文庫によるものであつて、前稿「講壇社會主義」論執筆後同大學圖書館長西垣寅次郎教授の御厚意及び同所鈴木司書の御盡力を得て同文庫を利用するを得たるは望外の幸であつた。此の好機により前稿中の所論に就きても大いに確かむる事を得たる點多々あり、利する所極めて多かつた。茲に同大學及び上記の諸氏に深謝の辭を附加する所以である。

要するに此の種の非難は、遂に根絶しなかつたらう。それにも拘らず、講壇社會主義者の主張する傾向は漸く世の承認を得て、今や具體的な機關を要求するに迄、發展して來た。此の情勢に於いて一八七二年アイゼナッハに社會問題討議會が開かれるに至つたのである。

(アイゼナッハに於ける社會問題討議會)

アイゼナツハの社會問題討議會の開催に就いてはワグナア、エックアルトが發案者である。

『六月二十日A・ワグナアは書を私によせてハムブルガア・コレスボンデント編輯者ユリウス・エックアルトが彼のところへ、マンチエスタア派の專制に對抗せんとする立場にある、大學の經濟學者や多數の官吏、最も種々の傾向及び政黨の政論家評論家等の相接近し會合する事が望ましくはないか、この問題を提出したと申越した(シユモラア)』

同様の書狀はエンゲル、ブレンタノ、シエンベルク等々に送られたらしく、シユモラアの記する所によれば、E・ナッセも自發的に之れと類似の意見を發表してゐた。上記のエンゲル、ブレンタノ、シエンベルク及びシユワーベ、ミクワエル、シユーマツハア等、いづれも異議に及ばずアイゼナアの大學教授ヒルデブランド、ハレ大學教授コンラードの提言に基き先づ一應、會合を催す事となり參加者の便を考慮してハレを會合地と定めた。

一八七二年七月十三日ハレ市のシユタット・ハムブルグ旅館に於いて「社會改良の會議」を誕生せしめんとする準備相談會が開かれた。參加者はシユモラア、E・エンゲル、ロツシャア、B・ヒルデブランド、A・ワグナア、クナツプ、ブレンタノ、ミットホフ、コンラード、エックアルトの諸氏であつた。(E・コンラードによれば此の外C・マイア、アンシュッツ、デルンブルク、フィッティング、フォン・ヘルドルフ等の出席が記せられてゐる、之れは法律學者で會議形式を整へる爲めに會する者と思はれる。)ヒルデブランド教授を以つて議長とし種々意見を交換の結果社會的經濟的弊害及び一般に優勢なるマンチエスタア派の教理の有害なる影響に直面して國家感を高め社會的良心を強固ならしめんが爲めには如何になすべきかの問題に對して應て社會問題の討議に關する正規の集會が開かれて然る可しと云ふ事が議決され、先づ其の第一回を其の年の十月六、七日の兩日にアイゼナツハに召集する事になつた。而して此のアイゼナツハの會議は最初は公開のものとして委員によつて招待せられたる人々及び是等の人々によりて紹介せられたる人々(のみを會合せしむる事とし、會合の人数に就いての希望は八十名以上百名を越えざる範圍とした)。

準備委員に任命された人々はレーゾラア、エンゲル、ヒルデアラント、エックアルト、シユモラアの五氏であつた。之れは翌日の十四日の會合で決定されたもので、此

の日の出席者は、上記の五名中レーズラアを除く四名の外、クナップ、ブレンタノ、コンラード、ミットホフの四名即ち合計八名であつた。此の會合に於いて、招待状署名者が詮考されたが、箔をつける爲めにジーベル、トライチュケ、ナッセ、クニース、フォン・デル・ゴルトツ、リール、グナイスト、ラスカア等の名が選ばれた。是等の人々は必ずしも全部が發起者たる事を承諾はしなかつた。

招待状は更に諸新聞社にも送られた。詳しくはE・コンラード著「社會政策學會」參照。

第一回の會議題目は、同盟罷工と勞働組合(報告者シユモラア)獨逸工場立法(報告者ブレンタノ)住宅問題(報告者エンゲル)の三議題に決定した。而して此の勧誘状の大意は次の如くである。

ドイツ帝國及び其の文化の將來は、正しく我が社會狀態が最近に於いて如何なる態をとるかの一事に懸る。又この形態は再び有識者及び富者並びに輿論新聞及び政府が社會問題に對して如何なる態度をとるかの一事に依つて決定する。この確信をもつて下記署名者は凡ゆる政黨に屬する人々にして社會問題に對し關心と道義的熱情とを有し更にこの問題に於いては絶對的自由放任の適正ならざる

を信ずるものと考へられたる人々に對して、この討議會參加を勧誘するものである。又こゝに招待せられたる人々は各々の知人及び同好の士の内より一二の同感者をこの討議に誘われんことを希望する。

この招待状の署名者が討議の結果に付いて希望する所のものは、分離せる諸意見の接近であり、少くとも社會問題の緊急なる諸點に付いての意見疏通を計らんとするにある。我々はこの諸問題を具體的に取扱ふことに依つてより一層早くこの目的を達成し得るものと信じ、先づ今回の討議會は次にかゝげられたる諸點に問題を限定せんと欲する。(前承)

この討議會に付いての特別の準備はエックアルト、シユモラアに委任された。招待状を受け取つた人々のこれに對する回答はこれ等の人々の諸傾向を物語るものとして興味がある。例へば、シュルツェ、デリッチ、パリジウス、バムベルガー、ラスカアの諸氏は不參を述べ、ミクワエル、マックス・ヒルシュ、ブランゲンブルグ、フォン・ウエデル・マルショウ等は參加を諾した。これ等の回答はいづれも發表するの價値を有すると思はれた。(シユモラア)。その内、ラスカアはこの討議會の趣旨に賛

意を表し、最初は參加の意向を示した。ミクワエルはこの計畫に同意の上、今日こそ勞働者の状態をもつて實際的活動の對象、ことに立法上の問題と成す可き非常時であると傳えて來た。彼は更に具體的問題の討議せられるを喜んで『國家の干渉及びその擴大の問題はこれを原則的に取扱はずして、個々の場合に於いて實際的なる方策の提議と共に論ずべきものである』との點を注意した。ウエデル・マルシヨウはこの計畫の意義あるを認め社會問題に對して國家が立法上より働きかけるをもつて最も必要なりとし、從來國家が數十年來同じく法制上に於いて社會問題を焦眉の急たらしめ最早、自由とか放任とかの呑氣な原則を以つて解決し得せざる様な情勢を作り出したと指摘する。バムベルガーは一八六七年頃、少からず國家社會主義的傾向を示して居たとの故を以つて、この招待状を受けたが次の回答をよせた。『予は國家を以つて今猶私人的生産の組織を其の中に取入れんとするの明察、能力、巧智を缺けるものと信ずる、この種の提案を成す教理の中には最近に至つて漸く得られたる諸結果、又、自由移動、職業自由、結婚自由、自由交易、高利取締令撤廢等に關して經濟上の方面に得られたる諸立法の反動的廢棄を必ずや結

果す可き諸原理の存在を認める。予は解決策の發見よりも寧ろ疑問と希望との理由を以つて全社會組織を科學及び政策の指導の下に問題とし、これに依つて國家に對する種々の攻撃に武器を借すに至るが如き重大なる責任に對して自ら之を避けんとする。』シユルツ・デリツチは保守主義者及び内地傳道派と事を共にするに奮慨し、かゝる傾向は自助主義、協同組合精神に再び攻撃を與ふるものなりとした。

かゝる返書より推察すれば、明らかに此の計畫發案者に對して新聞紙が加ふ可き突撃の豫感が無くもなかつた。しかし、彼等は若々しき確信に満ちて、拒絶攻撃に毫も揺ぐ事なかつた。斯くして七十二年十月六日アイゼナッハに、劃期的な社會問題討議會が開催されたのであつた。

發起人の一人の故を以つてグスタフ・シユモラアは開會の挨拶をのべた。之れ、普通 Die Rede zur Eröffnung der Besprechung über die Sociale Frage in Esenach. として知らるゝものであり、社會政策學會の目的を物語る雄辯な記録として殘されてゐる。

此の會議に出席する者、凡そ百五十餘名、主として講壇社會主義者傾向のものを

集めたと云へる。シュモラーの挨拶中に見る様に、目的は、反自由主義の同志の糾合及び中心機關の設立にあつた。シュモラーの挨拶の中には、自由放任主義を難じて、更に國民經濟會議を (Volkswirtschaftliche Kongress) 攻撃してゐる。此の所謂自由放任主義の中心機關は今や中心的指導者たり、又は、たりし、ブリンス、スミス、フアウシヤア、ウォルフ、ブラウン、エラス等の頑迷なるを除けば、他の關係者はいづれも主義原則上より之れに参加してゐる者でなく、僅かに人事的關係によつて結びついてゐる丈で、多くの者は、社會問題の緊急化と獨逸帝國の成立及びその將來に就いては、新しく刮目しつゝある。故に國民經濟會議は、主義及び實踐の上に於いて社會問題の解決に對しては不適無能なるのみならず、其の實勢力も、最早それ程強固のものではない。

故に、それに反する新しい諸傾向は、當然古き酒囊に之れを盛る可からず、新しき統一的集會、實際的機關を要求するのである。之れによつてのみ、人々は輿論を動かし、立法上の趨向を左右して、社會問題解決の目的を達成し得る。然し乍ら、新しき傾向に志す人々と雖も決して凡べてに於いて意見を一つにし

でゐるとは云へない、反マンチエスタア派として知られてゐる人々を糾合統一する事の困難の一つは其の複雑なる政治的黨派的關係にある。講壇社會主義者と目された諸教授及び諸學者は大體に於いて其の傾向に近いと思はれる中間派の政黨に屬するものであるが、此の關係に於いて、特に云々する要はない。故に中央^{ツェント}黨或ひは社會主義陣營に屬する者と雖も、其の溫健なる者は此の機會に當然招かる可きである。

アイゼナッハの會議にありては、原則論を排して具體的諸問題を取扱ひ、其の成果をして、今や漸く緊要となつて來た立法上の具體案に結實せしめん事を期するものであるが、根本的思想の一致なくして、如何なる具體案も決定し得らるゝものではない。不必要なる範圍に及ぶ原理鬭争は無用であらうが根本原則の定立が無くてはならぬ。之れをシュモラーは説明する。

同會議の成立に参加したる發起人中には、獨逸大學に於ける經濟學、法學及び史學の擔當者があり、統計學者がありはするが、根本的原理に於いては皆其の所信を一つにして、此の事業に従事してゐる。

即ち國家觀上にありては、自然法説、人權説を排すると共に國家絶對説をも拒否する。國家は史的流動の内に生起する、人類教養の大規模なる倫理的制度である。國家は超階級的であるが故に、階級的利己關心の鬭争の埒外にあつて、之れを調整しなればならぬ。

經濟問題にあつては、年來の生産上の大發展の貢獻を否定する者ではないが、之れと共に生じた弊害は、分配の不公正不均當であつて、之れに隨伴して、下層階級及び社會全般の倫理的社會的節義教化の著しく低下してゐる事である。社會論に於いて最も重要なものは、此の經濟組織又は生産組織と、其の他の生活組織、殊に精神的狀況との間に最も肝要なる心理的統一の存在を認識する事である。單なる労働者の經濟問題は、それ程重要ではない、然し乍ら、巨大な富を生産蓄積し得る社會にあつて、之れに伴ふ精神的社會的醇化がない場合、此の新社會は未だ、新しき組織として完成し得たとは云へない。寧ろ、今日の如く階級的對立の甚しく鬭争的氣分の激烈なるに於いては、社會の統一性は攪亂せられて、凡べての生活に於いて二つの相反撥する勢力が拮抗し、遂に社會革命を経て社會文化を滅ぼすに到らう。

之れが最も懸念す可きものにして、社會改良は、此の點に注目して、下層階級の向上教化宥和をはかり、以つて社會及び國家の組織に融合して調和靜謐たらしめねばならぬ。

社會の實際は決して各人平等でない、従つて社會主義的均當化を以つて社會理想とするを得ぬ。諸種の存在があり、一つより他へ移り上る事の容易なる形體の階級こそ社會の最も健全にして正常なる形體と云ふを得よう。今日の社會は、此の階段にしてみれば、上部と下部とが著しく増大強化して中段の極めて脆弱な壞はれ、さにも似た、寒心す可き有様である。

されば、吾人は社會の現狀に不満足とは云へ、又、社會改良の諸計畫を藏するとは云へ、現代文化の悉くを否定する社會主義的企圖には賛成しない、歴史の偉大なる進歩は數千年に永き労働の所産なるが故に、又、大衆の確信及び習俗に深く根ざせる現存せるものは新來す可きものに對して、強度なる抵抗を行ふものなるが故に、あらゆる方面に於いて現存せるものを以つて、改革の基礎として行かねばならぬ。社會改良計畫の針路は、斯く現存せるもの、基底の上に立たねばならぬ。職業の

自由を排し或ひは賃労働制度の改廢を要求するものではない、要するに吾々は獨斷的原則論に固執して著しき弊害の發生及び増大に目を閉ぢんとは爲し得ない。故に自由を尙んで、労働者の所謂自由契約による被搾取の事實を無視し様とは思はぬ。自由は常に公共的精神公共的利害によつて統制されねばならぬ、之の統制のなき場合、國家が吟味的に干涉する。しかし國家は企業其のもの、中に自から混入する事を避けて、唯其の成績を公にすればいゝ。斯くの如くして、工場立法、殊に工場監督官制度、保險管理局等の提案が熱心に主張される。又労働者の教養向上に腐心するが故に、其の住宅關係、労働條件への忠實なる注視を怠つてはならぬ。全社會、各個人と並んで國家は、斯くの如き理想に精進す可き時代責務を有する。而して此の理想とは、國民大多數をして文化のより、高き所産、教養及び福祉に参加せしめんとする事の外、他にあり得ない、之れ世界歴史の中に含まれる大なる理想である。

シュモラアの挨拶に窺はれる、此の會議の目的及び性質は以上の如くである。會議は此の挨拶に次いで、大會議長に、國民經濟會議の有力なる一員、グナリスト教授

授を選んで議事に入つた。會議は被招待者にのみ開かれたのであるが、演壇は凡べての参加者に公開され、各人は討論希望の申請權を持つてゐた、百六十名に垂んとする内、討議通告者の數は五十名を算した。

グナリストが議長となつて議事は、プレスラウ大學教授ブレンタノの工場立法に對する報告に開かれた。第一日は之れに續く討論及び第二報告者シュモラアの「同盟罷工と労働組合」に關する報告及び其の討論を以つて終り、第二日(十月七日月曜日)は前日のシュモラアの報告討論を續行し、更に第三報告「住宅問題」報告者エングルに及び、同じく其の討論を終了して、午後十時、此の最初の討議會は大成功裡に終了した。

此の會合に於いては、各報告者の結論及び提案に就いて、正式の投票採決による決議を採らなかつた。其の理由は、社會問題討議會召集の一理由が、諸種の意見を開陳し、討議し、以つて其の接近を計るにあるを以つて、若し正式に「決議」を作成するに於いては、出席者は特別の拘束を受ける事となり、初めに定めたる形式と違ふる事になると云ふにあつた。故に各報告者の提案に就いては、正式の投票採決を行

はず、唯、それを總括整理するに止まつた。

第一日の議事日程の終了に先立つて、此の種の會議を翌年に續行する件が附議せられ、翌年の此の種の會議「社會改良協會」に對する準備委員會を設ける事とし、アイゼナツハ討論會の創立委員會を中心として更に數名の委員を加へ、全體を二十六名とした。(詳しくはアイゼナツハ社會問題討論會議事録、一六二—一六三頁参照)而して是等の委員は翌年の大會準備と共に恒久的會議設立の事務に當る事となつた。

アイゼナツハ討論會に對する世評は如何であつたか、シュモラーは其の推測に於いて、一般の攻撃を豫感してゐた。しかし、E.コンラード著の「社會政策學會」に於いては、漸く世評の好轉した旨が述べられてゐる。講壇社會主義派の機關紙「ハムブルガア・コレスポンデント」紙の稱讚は問題外である。同紙は曰ふ「誇張する事なしに、一八七二年十月八日から十八日迄の間に、過去、ラサール・シュルツェ論争を隔てる十年來に於けるよりも、一層多く社會問題に就いて書かれ、且つ讀まれた。」輿論に與へた影響は相當に廣汎で、労働者問題、殊にアイゼナツハ討論會で目ざした

様に、労働者の生活實狀に就いての所説が暫くの間日常會話を支配した。而して其の調子も從來のそれと異つて、少なからず労働者側に好感を有するもの、それであつた。其の外、柏林の工場監督官制度の設立は、普魯西政府が講壇社會主義に對して好感を有してゐた事情からすれば、此の討論會に其の成立を負ふ所少しとは云へない。此の工場監督官制度の反對はO.ウオルフ、オッペンハイム等にあげられ、生産の障害負擔となると云はれたけれ共、一般の傾向は之れを支持し、就中、數ヶ月以前迄は全然、考慮に上つてゐなかつた問題だと觀られた。

(社會政策學會成立)

アイゼナツハに於いて選出された委員會は七十三年五月三十一日社會政策學會設立に關する檄を發表した。

現在の産業社會を更に繼續發展せしめんとする企畫の裡に、他方には資本と労働との間に於ける鬭争が危急の脅威を與へつゝ發生して來る。吾人はこゝに國家及び社會に對して平和的改革の逼迫せる責務を主張する。其の爲めには先づ労働者の生活實狀及び労働雇傭者との關係等を明かにする必要がある、協同主義

的精神の教化の必要を確立し、又其の隆盛なる發展を支持する必要があり、抗爭的諸黨派間にあらゆる了解を進捗せしめなければならぬ。

同様に國民保健、國民教育、交通、會社企業、租稅等の諸組織の如き、他の社會的、經濟的時事問題を考慮しなければならぬ。又、吾人は部分的には相對立し、不均等に強大なる個別的關心の無制限なる開展が全體の幸福を保證するものに非ざる事、共同社會の精神及び人道心の要求が經濟生活に於いても其の作用を許されねばならぬ事、更にあらゆる關係者の正當なる利害を保護する爲めに國家が充分なる計量の下に干渉す可き事を、今や時期を誤らずに、覺醒せしむ可き事等に對して確信を有する者である。

斯くの如き國家の配慮を、吾人は、一時的臨機の處置又は弊害と考へない、寧ろ現代に於ける吾々國民の最高責務の一つを充たすものと考へる。此の責務を遂行する事によつて、各個人の利己心及び一階級の身邊の利害等は、全體の恒久的最高の規定に服屬する事となる。

吾人は、勞働雇傭者と勞働者、理論家と實際家等の間に正規なる思想的交換を爲

す事は、正しく、一つの了解に貢獻するものであると思ひ、前會議の參加者及びあらゆる同志、殊に行政關係者の、今こゝに成立せられんとする學會に加入せん事を希望するものである。(Verhandlungen des Vereins für Sozialpolitik am 12 und 13 October 1873 — Leipzig 1874 227 ff.)

此の檄の公布後、準備委員は同年十月十二日、再びアイゼナッハに大會を開き、遂に「社會政策學會」の規約が其の大會に上程され、正式に「社會政策學會」の成立をみたのである。之れ一八七三年十月十三日(月曜日)同大會第三會議に於いて、あつた。此の大會に於いては、再びグナイストが選ばれて議長になつた。前回に選出された委員會は、本大會の用意及び恒久的學會成立の準備に努力したのみならず、更に本大會に於ける報告に關する事證資料等を蒐集し印刷に附して參加者に配布し、以つて大會討議上に於ける便宜を計るの勞をとつた。

此の大會に於ける報告課題は、「工場法施行に關する調査」「株式會社問題」「調停局及び仲裁裁判所」「直接對人課稅問題」等であつたが第四の題目は其の翌年の大會に延期された。第一議題の主報告者はフライブルク大學教授ノイマン博士、副報告者

ルードウ、ホッヒ、ウオルフ、第二議題は主報告者、伯林大學教授 A. ヴンクナア博士、副報告者、ウァーナー、第三議題は主報告者、マックス・ヒルシュ博士、副報告者、プレスラウ大學教授 L. プレンタノ博士等であつて、今回は決議に就いて一々採決を與へてゐる。尙ほ本大會に就いて目立つたのは議題の提出方法が極めて限定的であつた事である、例へば第一議題に就いては「工場法の作用に關する調査は如何なる方法に於いて用意すべきか」と提出され、其の翌年に延期せられた第四議題の課題は「我國現在の直接對人課税を、公正の原則及び經濟上の利害の正常なる評價の原則に合して最も適切たらしむる可く改良する方法如何」とあつた。

本大會の第二日に於いて議決された、社會政策學會規約は大略次の如くである。學會の事務は二十四名の常任委員會(補充追加するを得)に委ねられ、此の委員會は委員長、書記及び會計並びにその代表者等を其の中より選出する。其の事務は、大會によつて議決された決議の實行に就いて配慮する事、報告書議案の印刷等を行ふ、更に次期大會の時日場所を定め、其の必要なる準備を行ひ、豫め大會議事日程を作製する、殊に大會附議の問題を定め、報告者を指名し、能ふ可くれば、報告、事證、提

案等豫め印刷に附して一般に配布し、大會議事の便に資する事等である。尙學會の事務所は書記の居住地と定められた。(第一回の書記はアドルフ・ヘルドであつた)大會の議長は其の大會の出席會員によつて投票によつて選ばれる。本學會の會費は一年十馬克、終身會員は一時金三百馬克とし、會員は大會に参加、議事に投票權を有するのみならず、同學會の印刷物の無料頒布を受ける。尤も大會出席に就いて其の特別費用は、委員會の決議によつて會員に負擔せしめらるゝ事がある。二十四名の委員より爲る常任委員會は、年々十二名づつの委員を交替改選する事とし、此の大會に於いては、從來の委員を抽籤によつて十二名に減ずる事とし、更に新しく十二名の委員を追加任命する事となつた。委員改選に際して再選を妨げない。

斯くして先づ最初に残る可き十二名の委員及び新規に契約により選出された十二名の委員は、同大會報告書一五〇頁並びに一九四頁記載の通りである、殆ど全部が再選で舊委員通りであつた。

斯くの如くして「社會政策學會」は遂に成立したのである。本學會が大會の議事

及び課題を出來得る限り、具體的な問題に局限した課題方法及び印刷物によつて討議及び研究の利便を圖りたるが如きは、最も効果多いものとみななければならぬ。殊に後者は印刷物として一般市場に頒布され大いに其の活動の實際を知らしむると共に、輿論の吸引に資する所があつた。即ち *Schriften der Vereins für Sozialpolitik* と稱して百數十卷に上る類書は之れである。

一八七三年社會政策學會成立以來同學會は相次いで大會を開いて來た。翌年一八七四年常任委員會の主席はグナリスト退いて、E. ナッセ教授に移り、同教授が一八九〇年に逝去するやシユモラアの就任する所となつた。グナリストの辭職理由は、委員會々議の席上に於いてアドルフ・ヴグナアとの對立が漸く烈しくなつて來た爲めであると言はれてゐる。しかしながら國家社會主義者ヴグナア教授も亦、後になつて再びグナリスト教授の轍を踏まねばならなかつた。

一八七四年には、H. ヴーゲナア及びR. マイヤアがビスマルクの委託により、大會に参加し、彼に其の報告に致した。しかし彼等は同大會に於いて自分達の代表す

る國家社會主義的傾向が何等代表される事なきを以つて少なからず不満を感じた。翌七十五年にはルドルフ・マイヤア獨り參加して、彼とロドベルツの署名になる動議を提出せんとした。之によれば、産業上に於ける勞働及び獨逸産業の特殊地位の價值を認めて、世界市場に於いて販路競争の能力を得しむると共に、内地にあつては社會的平和を求むるが如き保護策を、内外に就いて獨逸産業及び之れに關係する勞働者企業家に與へんとする請願を獨逸帝國宰相に致さんとするものであつた。R. マイヤアの考へでは此の動議を同年大會の第三會議に上程の希望で、其の間に此の通過を確保するに充分なる援軍を糾合しようとした。しかし此の動議を成立せしむる事は社會政策學會をH. ヴーゲナアに委ねる事に外ならぬと思はれ、此の動議は結局拒否せられたが、其の功はブレンタノの努力に負ふ所が大である。若し此の動議にして成立せんか、學會に屬する自由主義系統の會員の分裂を招くのみならず、本學會の首腦部は、ヴーゲナアの下に無條件に服屬するを希望せざるが故に、止むなく退會するに到る可く、或ひは國民經濟會議の方に轉向してしまふかも知れなかつた。結果からみれば、マイヤアの動議は拒否せ

られたが、國民經濟會議に對する接近を一層早からしめたに外ならない。

此の種の事情は社會政策學會の性質を如何にもよく物語つてゐると思はれる。シユモラアは既にアイゼナッハ對議會開會の頃、政府關係との接觸を避けたい希望であつた、却ち曰く

『丁度時の政府關係はデルブリュック、ミカエリスの統率する所であり、吾々に對して決して好意的であり得ないものであるが、之れと何等かの接觸を保つ事は、勿論吾々の避ける所である』と。

國民經濟會議の有力なる會員グナイストがワグナーとの對立に於いて委員長の職を退いた事は上記の通りである。しかし同じく國家社會主義的傾向の侵入に對しては、上記ルドルフ・マイヤアの動議提出に際して觀察せらるゝ様に、自由主義者ブレンタノが斷然有力なる反對をしてゐる。國民經濟會議への接近は遂にロードベルツッス、ワグナーと接觸して國家社會主義的傾向の濃厚になつたA. ワグナーをして、自由主義的傾向に近接する他の講壇社會主義者と袂を斷つて、常任委員會より退かしむるに至つた、之れ一八七六年の事である。國民經濟會議と

の關係は後に述べる。唯是等の事情を綜合してみると、當時の社會政策學會の傾向の一端が充分窺はれるように思へる。

一八七四年七月委員會は英國の Social Science Association と連絡をとる事を決議し、此の方面の事務はブレンタノが擔任する事となつた。尙ほ又、當學會及び其の努力を一層廣範圍に働かしめんが爲めに獨逸の全高級行政官廳、人口二萬以上の都市廳、大都市の商業會議所、州地方官署等に廻章を發する事とし、學會の大會參加を慫慂した。此の事務はシユモラアの當る所となり、其の廻章は、社會政策學會の傾向を敘述したもので、依然、社會民主黨に反對すると共に、抽象論に始終するマンチェスター派をも排し、現在の法制及び經濟組織の立脚地を踏み乍ら、尙ほ社會政策的にみて、現在社會の弊害を注目し、改革に着手して財産と勞働とを出来るだけ和解せしめんと欲する人々を統一的中心點に召集せん事を希望した。學會構成分子の雜多的彩色を認め、同學會の常任委員會に於いても、社會的保守主義者、内地傳道論者、國民的自由主義者、進歩主義者等、或ひは強大なる國家權力に重心を置く者と、出来る限り廣汎な自治を重要視する者、工場主、大地主、學者、官吏、又は勞働者

及び手工業者利害の代表者等が協力して活動してゐる事を指摘し、社會政策學會は特殊なる經濟上の階級的利害から別離してゐるものであると述べた。

大會の會期は從來二日間であつたが、短かきを感じて一八七五年、三日間に延長し、一日一議題に就いて充分なる意見の交換を行ふ事とした。

社會政策學會が取扱つた討議題目は相當廣い範圍に及んでゐる。しかし既に述べたもの、外には、大體に於いて次の様なものが掲げられる。即ち勞働者問題、殊に工場法制、同盟罷工、勞働組合、和解仲裁制度、下層階級住宅問題等々を先づ第一に問題とし更に次いで、工場組織一般に及び、殊に徒弟制度、工業補習教育制度等に注目を向けるに至つた。既に述べた、百數十卷に上る「社會政策學會論叢」の目錄を一覽する時、此の事實を看取する事が出来るであらう。殊に一八七五年大會の論題となつた、徒弟制度論は、此の方面の研究に一つの重大なる貢獻を及ぼしたものと考へられる。

一八七六年には國民經濟會議との協定の爲めに學會規約の一部分に修正を行ふたが、此の年、前記の如く、國家社會主義的傾向濃厚となつたワグナアは、先には

グナイストと合はず、今又、シュモラア、ブレンタノと意見の乖隔を生じた。ワグナアにとりては、シュモラア、ブレンタノの類はあまりに妥協的であると感ぜられ、後者にとりては、ワグナアは學會の任務を餘りに狭きに置かんとするものと論じた。故にブレイメンに開かれたる國民經濟會議に出席した、社會政策學會々員の全部が、自由貿易賛成の投票を爲すや、ワグナアは意見の間隔を頗る大なりと感じて、常任委員を辭したのである。尤も此の改正規約は、一八八一年國民經濟會議との協定破るゝに及んで再び修正せらるゝに及んだ。

又一八七七年に至つて、學會の例年大會開催地を伯林に移した。最早以前の如く、參加者の地理的利便を希望する必要がなかつた。委員會は此の地を以つて恒久的會議地とする筈であつたが、其の翌年はフランクフルト・アム・マインに開催され、一八九四年にはツェンに招待されて、最初の希望は必ずしも實現しなかつた。

社會主義者鎮壓法の一八七八年は大會の開催が中止された。元より同學會は反社會民主黨的であつたが故に、此の内政上の出來事に對して兎角云ふ必要はなかつた。委員會より會員宛てたる廻狀には、それよりも積極的な社會改良の大

なる仕事を繼續すべきであり、全力を之れに注ぐ可きであると述べられた。

(社會政策學會と國民經濟會議)

次に國民經濟會議と社會政策學會との關係を語らう。元來はシユモラアの言葉にも現はれてゐる様に、兩者は對立的のものであつた。勿論國民經濟會議は古く發生して、六十年代には既に其の使命を充分果し終つてゐたが故に、此の對立は決して峻嚴なるものではなかつた。社會政策學會は寧ろ七十年代以降に於ける存在であるが故に、正面衝突の憂は割合に少なかつた事は、アドルフ・ヘルドの所言の如くである。

又、最初から國民經濟會議と社會政策學會との兩者に連絡を有する有力な人々があつた。例へばグナイスト、ダンネンベルク、ゲンゼル等がそれであつた。かゝる變則的な状態は、上記の兩組織の時代的相違に基くと共に、ワグナーにとつては餘りに妥協的と思はれる程、社會政策學會の綱領が廣汎なるに合せて國民經濟會議の無綱領とが、之れを許したのである。同じくヘルドが指摘してゐる如く、一方にオッペンハイム、ブラウン、バムベルガー、エラス、他方にブレンタノ、ワグナー、シユ

ンベルクの對立論争は最早その不愉快なる痕跡をも失ふに至り、更に新しく生じた、シユモラア對トライチケ論戦も最早、あまり白熱的のものとはならなかつた。普佛戦争後の獨逸の繁榮に引き續く恐慌(一八七三)保護關稅、國有鐵道の諸問題がより、重要となり、勞働争議の多少減少すると共に社會的經濟的改良思想を危険視する輿論を減じ併せて、社會問題に對する關心も減じて來た。

一方、國民經濟會議の系統にあつても、最早絶對的な自由放任論を固執する者なく、かゝる一原則を獨斷的に確守せずして、適宜、其の必要に應じて、之れに對する例外又は修正を認むるの傾向が著しくなつて來てゐた。社會政策學會にあつても、其の構成分子が雑多である事は既述の如くであるが、殊に具體的な諸問題に對しては意見が益々區々であつた。例へば一八七六年ブレイメンに開かれた國民經濟會議出席の社會政策學者は、國有鐵道問題に關しては、ワグナー、ヘルドの賛成論ナッセ、ブレンタノの反對論が對立し、私有財産制の範圍及び内容に制限を加へる事に重きを置くワグナーに接近せる者には、外に、フォン・シユール、シエンベルク、ザムターがあり、之れに對してブレンタノ及び之れに近似するシユモラアは自由に

自から發展せしめらるゝ工業組織化の傾向を代表し、就中ブレンタノは早くより共有財産制の讚美者でなくて純然たる反對者であつた。勿論かゝる對立は社會政策學會の生命を危うからしめる程のものではなかつた。大部分政治的の保守主義、進歩主義の分野から生ずる對立であつて、具體的諸問題に對して意見の相違はあつたが、革命反對と共に絶對的自由放任に反對する態度、積極的改革を行はんとする點に於いては一致してゐた。

一八七四―五年トライチケ、シュモラアの論戰は少なからざる反響を呼び起し、從來の對立を再び改新するに至つたとは云へ一八七五年の秋には、事情が著しく國民經濟會議と社會政策學會の接近を促すに至つた。

國民經濟會議がミュンヘンに大會を開催した時、策略的な多數を以つて保護貿易論者が投票に勝つた事があつた。社會政策學會にあつては、かゝる大會席上の驅引によつて、思ひがけない奇襲をうける危険はない程、強固な組織を持ち、且つ其の會員は必ずしも多數ではないが、熱心なる學會支持者である。故に社會政策學會としては、多少の異分子の混入を毫も介意する必要がなかつた。のみならず、

反對側の出席によつて討論の單調を破り、大會をして活氣あらしむるの效果さへある。又國民經濟會議に對しては、其の大會に現はれた保護關稅論の反動的傾向を防ぐ爲めに相協力しても差支ないと思つてゐた。以前の無用に屬する相互の攻撃に就いては、之れにこだはる必要がなかつた。バムベルガは此の兩會議協定に就いて一寸故障を引き起したが、(後出)それさへ間もなく諒解された。社會改良の具體的實際問題はあらゆる觀點から取扱はれねばならぬ、従つて相對立する見解に逢着しなければならず、又之れを故意に避く可きではない、而して若し之れが激しく衝突しても、理論に於いては兎に角、實際活動の上には、常により、多くの妥協が働くものである。故に是等の諸問題に就いて國民經濟會議と社會政策學會との人々は充分協調して行けると思はれるし、又然らざる場合にも、相反する意見を相互に直面して論ずる事から生ずる利益丈けは得られる。

斯かる事情に基き、既に一八七三年二月八日グナストは國民經濟會議の常任委員會より、アイゼナッハ大會の幹事及び全會員を、ツェンに開催せらる可き國民經濟會議大會に招待するの書狀に接した。而して同時に何等かの論題と報告との

提出を能ふ得べくんばと希望して來た。グナイストは此の招待に参加する事を主張したが、委員會はアイゼナッハ大會は、一個の組織ある團體でないとの理由を以つて、其の参加を個人の自由にした。一八七五年再び國民經濟會議より招待状に接し、時の委員會長ナッセは之れを承諾し其の返書に、見解の交換を最も必要とするが故に、大會綱領中の論題は出來得る限り、双方の意見が分れてゐるものを選ばれたしと希望した。

一年に二つの學術的會議に出席する事は極めて困難である、それ故に社會政策學會派の人々でウッセンに赴いた者極めて僅かであると共に、同年アイゼナッハの學會大會に出席した國民經濟會議派の代表者も多くはなかつた。

斯かる接近は、なほ一段の進展を示す事となつた。即ち一八七五年の大會後、社會政策學會の委員會は國民經濟會議と共同して、各自の大會は交互隔年に開く可く、双方の會員は共に之れに出席する事の提案を決定した。而してその理由としては、兩者の對立は主として枝葉の點に屬する事情によつて峻嚴となつてゐたのであり、共に科學及び社會の發達に資する所は同じである、唯、此の方法に於いて兩

者、各獨自の見解を有するが故に、此の獨立性を維持しながら、しかも兩者が親密に相接近する事は、徒らに感情的疎隔を生ぜしむる危険を避け、學問及び社會の利益に資するを大ならしめるであらうと云ふにあつた。故に社會政策學會委員會は、若し國民經濟會議との接觸を有效ならしめんが爲めには、學會從來の方針、例へば報告及び其の資料の編輯等に就いての二重の勞を一ケ年毎に、同學會及び國民經濟會議の双方の爲めにとり難さの理由によつて同年十月十二日の委員會で前述の隔年交替制による大會開催の提案を爲す事に定めた。

國民經濟會議の議長ブラウンは此の提案に賛成し、一八七六年は國民經濟會議開催の豫定なるを以つて、社會政策學會の委員會に、準備委員會に向け代表者派遣を希望した。しかし此のブラウンの希望は、社會政策學會側の手續上、直ちに實現されなかつた。其處へ、七十六年一月二十七日バムベルガが帝國議會に於いて、講壇社會主義的傾向は非社會的であると攻撃した爲め、此の交渉は一時停頓した。しかし五月十九日の委員會に於いては、バムベルガが其の發言を撤回し諒解を求めて來た旨、アドルフ・ヘルドより報告があり、社會政策學會に於いては、此の問題

をそれにて解決したものとした。

此の委員會に於いて、兩大會の融合問題殊に、當學會の獨立性が論ぜられ、結局、國民經濟會議の會員は之れを客員として招待する事となり、従つて會費は免除せられても討議及び投票權は、問題が學會内部の事に屬さざる限り許さるべきものとする事となつて、公式にナッセよりブラウンに通牒された。此の協定はブレームン大會に於いて完成し、其の結果、既に述べた通り、社會政策學會の規約の一部に改正をみた。

此の國民經濟會議第十七回大會に出席した社會政策學會の人々が鐵道國營問題を中心として賛否兩派に岐れ、賛成派はワグナーを、反對派はナッセを中心として熱烈なる討議を行つた事は前述の如くである。又自由貿易對保護關稅に就いては、社會政策學會の人々は一致して前者を支持しブレームン大會に於いては其の勝利をみて、所期の目的の一部を果した。ヘルドの語る所によれば、此の大會の議題の性質よりして、何等兩者の對立的傾向を刺戟しなかつたので社會政策學會々員が國民經濟會議の同大會に出席した事は、特別の注意を招くに至らなかつた。

二日間の議題は、外に關稅從價從量問題、通商條約改新、鐵輸入稅問題等に及んでゐた。

兎に角、ヘルドの唱ふるが如く、ブレームン大會は獨逸の社會及び經濟運動の全將來に對して重要なものであつて、若き産業を保證する關稅政策は必要なるも、漸次確保せられて來た通商自由の原則は支持す可きものとの主張が強く行はれた。又同時に此の共同の會議に於いて、社會政策學者の實行的誠意が認められ、其の非偏頗的な客觀性が普ねく認められるの効果を有した。

要するに、科學研究上の場裡にあつては、今尙、少なからざる研究態度の對立が存在するが、實際問題及び其の解決の運動に於いては、共同の舞臺を設けて、商工業の實際家、行政官吏、勞働者及び學者の多方面よりの検討を要す事が望ましく、之れ社會政策學會の最初よりの希望であつた。而して、かゝる組織の年次總會又は大會に於いては、是等各方面の分子が充分なる用意と確固たる根本理論とを以つて參加し、偶然的な分子の參入を妨げる方が望ましい。故に二つの同種類の組織が、年々一堂に會して相討議する事は最も有益とみななければならぬ、其れと共に兩學會

共に議題を一般化し廣範圍となし且つ討議の活潑を期し得たのである。この理由によりヘルドは一層廣範圍且つ集中的の社會科學的學術團體の成立を希望するものゝ如くである。

かつての講壇社會主義論戰の經過を知る者にとつては一八七七年伯林に開かれた社會政策學會の第五回大會は面白い光景として映ずるであらう。此の大會は前述の如く、伯林を固定的大會開催地と定めての最初のものであるが此の大會にも又國民經濟會議に屬する自由貿易論者其他各種の傾向の主要代表者が列席した。曰く、ブラウン、ワイゲルト、オッペンハイム、フォン・キューベック、フライリッブソン、ゾエートベア、マロン等。社會政策論者ではナッセ、ゲンゼル、シユモラア、ブレントノ、エンゲル、ダシネンベルク、ワグナー、フォン・ロッゲンバッハ、マックス・ヒルシ、シエンベルク、ヘルド等、保護貿易論者では、ベルンハルディ、ビュック、ハースラア、バルレ、リッターハウス、レーヴェ、カルベ、ステューベル、ハムマッハア、ナトルプ等。此の大會の出席者は社會政策學會の會員八十四名、ブレーマン國民經濟會議大會の會員四十一名を集めた。兩者の親睦を表する爲ブラウン博士は副議長に擧げ

られ、ナッセは是等の人々に對して特別の挨拶をなした。

しかるに斯くの如き事情は一八八一年に至つて再び故障に到達した。同年五月二十八日ブラウンは社會政策學會伯林常任委員會に書を寄せて國民經濟會議の常任委員會は社會政策學會と協定したる隔年交替の共同大會の開催協定を破棄する決議をなしたる旨を通告して來た。其の理由は、此の書中にのべられたる所によれば目下の情勢は一八五八年以來、自ら保持し來つた原則の爲めに再び年々大會を催すの必要あるを感ぜしめゐる。しかし之れを以つて、今日迄の學會との友誼的關係を破らんとするものでなく嚮後共に、手を携へて共同の敵にあたらんと欲すとあつた。

之れと共に、社會政策學會にも其の方針を多少共變更す可き事情が生じてゐた。元來アイゼナッハの會議に始まつて、社會政策學會は、決して純然たる學術團體ではなかつた、アドルフ・ヘルドも之れを認めて、講壇社會主義者は學問上の一學派であるが、社會政策學會の性質は、純然たる學術討論の團體ではなく、一つの實際運動の團體であるとして、其の初期の活動は、社會及び勞働立法に對する運動が眼目で

あり、又之れを助成する爲めに輿論を喚起せんとするものであつた。社會政策學會は、かゝる實際運動の團體として、反對派との對立抗争によつてのみ、繼續的に命脈を持続し得るものである。然かるに其の對手たる國民經濟會議とは最早、對立的な抗争はなくなつた。大體の傾向は社會改良運動の存在を承認してゐる。殊にビスマルクの社會政策活動は漸く實施されんとしてゐる、換言すれば、社會改良の實際運動に奔走する必要は漸くなくなつて來たのである。茲に社會政策學會は、創立後第一期を終了して第二期に入らんとしてゐる。

第二期に於ける社會政策學會の活動は、直接實際運動及び立法請願のそれに関係しない、寧ろ漸く純然たる學術團體と成らんとしてゐる。即ち從來の如く超階級的立場に於いて社會運動の趨向を注視すると共に、社會問題に關する諸事情の根本的考察研究の文献的努力に主力をそゝがんとした。一八八二年の大會第七回に於ける議長ナッセの開會挨拶は、此の事情に一言してゐる。

アイゼナッハに社會問題討議會を開いてより、十年、此の間に社會政策學會の努力は著しき貢獻を納め、かつて個人の自由放任を主張し、反國家的主張は、今や反對

に國家萬能、干涉主義の傾向に轉じ、吾々は之れと争はねばならぬに立ち到つた。従つて學者は最早、立法運動に参加するの必要なに至り、他の諸團體に於ける是等の運動を超政黨的超階級的立場より觀察すれば足る。唯、政府行政、立法上に於いて、充分なる根本的研究及び資料の發表は最も必要である。かくして此の方面の仕事に従事せんとして社會政策學會は前年其の規約を改正し、討議に上げれる諸問題に對して決議の投票採決を爲すを廢した。

同時に此の年代より社會政策學會の研究題目は農業問題に轉じてゐる、之れビスマルクの工業的社會政策活動の影響と云はれてゐる。即ち一八八二年の一題目は、土地分配論であり、之れに關するミアスコフスキの研究及び獨逸農民の實狀(社會政策學會編の報告書)同じく英佛兩國及び伊太利に於ける農業狀態に關する研究調査資料が此の頃の「社會政策學會論叢」に納められてゐる。

此の規約變更は、社會政策學會の生命を持続せしむる上に於いて賢明なりとせられてゐる。蓋し此の學會に屬する分子の雜多なる事は、大體の傾向の有利に決定し來つた當時にあつて之れ以上、實際運動に従事する可く、極めて不便と云はねば

ならぬ、故に此の方面に於ける希望を棄て、學術的研究團體となつた事は、成立後十年の経過を見た團體として、當を得た策とせられた。後一八九〇年再び社會政策學會が實際政論に移り、労働問題を取扱ふに至る迄、斯くの如き目的によつて出版せられたる論叢は二十卷に垂んとし、就中第五十三卷より同五十五卷に至る獨逸農業労働者研究は、最も大規模のもの、一つとされてゐる。此の種の活動は、一八九〇年以降、學會が所謂第三期の活躍時代に入つた後も續けられ、九十五年より九十七年迄の間に獨逸手工業者問題に關する研究が九冊に納められて出版された。一八九〇年より社會政策學會が再び新しき境地に入込んだ事情は、同年のフランクフルト・アム・マインに開かれた大會の席上でシュモラアが説明してゐる。彼は此の年、エルウ・キン・ナッセの死によつて初めて大會の議長に選ばれた。嘗て社會政策學會が一八八一年を以つて第二期の活動に入つた時には、其の前年、學會最初の書記アドルフ・ヘルドを失つた。彼は一八八〇年若くして不慮の死を遂げた。彼は國民經濟會議との協定に關與した者であつたが、遂に一八八一年の訣別を知らずして死んだ。

社會政策學會其の後の事情については別の機會に於いて物語るであらう、茲にはアイゼナツハ社會問題討議會を發端とした社會政策學會の成立と其の後の経過とを物語り、并せて、其の性質及び内容を明かにして置いた。次いで筆者は次の問題に移らう。

シュモラア・トライチケの論戰

講壇社會主義論戰が、漸く問題の本旨を離れて徒らに單なる口論に墮した事は既に物語つたと共に、アドルフ・ヘルドの一論文が其の論戰の性質に就いて明快な批評を試みた事を言及した。之れ以來、此の論争は下火になつた。然し乍ら、なほブレンタノ、バムベルガー等の主として労働組合に就いての論争があり、又シュモラアの講壇社會主義辯護論等があつた。

ブレンタノ「現代労働組合論」第二卷(一八七二年)

之れに對する *Prestauer Zeitung* の批評(一八七二年十月十二日)

ハムブルグ・ガア・コルマボント(一八七三年一月十六日)第四號シュモラア論文、ブレ

イマア・ハンデルスブラットの非難、シュモラアは殊更にマンチエスタ一派を講壇社會主義派との對立を云々し、之れを針少棒大にするとの非難に對する回答)

同コロレスボンデント(一八七三年第三號)シュモラア、『再論、マンチエスタア學派と講壇社會主義』

バムベルガー『組合法より觀たる勞働者問題』(一八七三年)

ブレンターノ『エル・バムベルガー氏の學問的業績』(一八七三年)

一八七四年に於ける論戰はシュモラアに對するトライチケの攻撃を以つてはじまつた。同年春三月ジングアカデミーに於いてシュモラアは「社會問題とプロイセン國家」なる講演を爲した。此の講演はトライチケ編輯のプロイセン年報 (die Preussische Jahrbücher) 第三十三卷第四冊に載せられた。(後、シュモラア論文集、現代社會政策及び工業政策論に轉載さる—一八九〇年)此の論争は兩者が共に有する權威によつて、著しく一般の視聽を引くと思はれた。

シュモラアの講演は結論に於いては、社會的王政又は官僚政治を謳歌するものである。彼は社會問題の歴史を解説し、社會階級の發生を説明し、多くの文化が、此の經過をとれる旨を述べ、更に普魯西の歴史に於いて此の現象を觀察せんとした。其の歴史觀に於いては、強者が弱者を壓迫すると云ふ階級闘争説も、大衆は妄想者に誘惑されて自然的秩序に反抗するものであるとの説も、共に一方的であると

し、歴史の本相は、かゝる闘争を伴ひながら動と静とを交響するものであると考へた。一つの静は動によつて破れ、一つの動は又一つの静を生みながら、再び他の動によつて破られる。しかし此の經過の内に人類の文化は進歩して行く。

元來、與へられたる社會的地位に就いて、個人的責任なしとはシュモラアの持論である。従つて勞働者階級の有する酷薄なる地位も、決して彼等の天賦の力に相關するものではなくして、社會的關係によるものである。此の社會的關係は、主として階級構成によつて左右されるが、階級構成こそ征服被征服の權力關係によるものであつて、歴史的社會的原因に基くもの、先天的自然的原因に基くものではない。

階級支配の社會によつては、支配階級の文化が榮える。しかし、之れを全部否定する事はシュモラアの立場ではない。此の文化は一階級の生み出した所のものであるが、一般人類の文化として役立つのである。唯問題は、之れに凡べての社會成員が參加するか否かの點に懸る。此の點に於いて一文化が支配階級又は上流階級にのみ許さる、特殊のものに化すると、暴力的闘争を惹す事となる。暴力的

闘争に至つては、屢々、全文化を危殆ならしめた事例が歴史上に少くない。

シユモラアは次いで、此の歴史の説明に及び、現代社會組織の成立に及んで、現代社會問題の性質を分析し、其の對策を考へようとする。

勞働者階級は政治的・法律的自由を獲得した、しかし、之れに伴ふ、實利は毫も與へられなかつた。政治・法律は殆ど全部が有力なる階級的利害によつて占められて、下層階級の進出す可き所を残さない。茲に於いて現代文化の全體に對する勞働者階級の闘争的階級意識が發生する。社會主義は現在社會の基礎を悉く廢却して新文明の幻想を懷く。元來、社會問題は數千の人々が數千度となく懷疑した上にて、可能なるものであるが故に、茲に至つては、社會民主主義の誘惑に陥る危険が多分に在る。社會民主主義は、社會運動の青年病に過ぎない、其は社會の進歩の徐々たる事、歩一步と築かれて行く事、新構成は道義心と律則との第一歩に始まる可きものである事等を看過してゐる。いづれにもせよ、此の動搖せる社會にあつては何等かの改良を行はなければ國家社會の安泰を期する事が出來ない。英國佛蘭西の兩國に比べて獨逸に於いて歴史的變革の時期に社會的革命的革命の生ぜざりし

は、之れ賢明なる王政と有力なる官僚政治とによるものであつて、十九世紀前半政治上の激しき闘争にも拘らず社會的平和を維持し得たのは、普魯西特有の古き社會政策の實行が及ぼした效果に外ならない。

現代に於ける對策は、舊き制度又は習俗に對しての懷古的思慕には之れを求められないと共に社會主義の空想にも據る事が出來ない。その大綱はいづれにあるかと云へば、巨大なる増加蓄積を實現せしめた、現代の財富及び文化に、下層階級を參加せしむる事である。勞働者をして一時的賃銀増加に満足せしめずして、生活及び經濟活動の状態の改善に解決策の大本は存する。而して、此の策は當然現在の状態に據つて徐々に行はる可きもの、又其の成否は、國民殊に上流階級に於いて利己的精神又は理想的精神のいづれが強大なるかの問題に懸る。經濟組織は、自然の所産ではなく、諸種の社會階級相互間に於ける法及び公正たる可きものに對する當時の論理的觀念の所産である。故に論理的觀念の退化せる今日の經濟組織が不斷の動搖をつゞけて、社會的平和の靜態に復し得ざる事は當然である。しかも精神的退化不道德は、下層階級の所産でなくして、唯物主義非宗教主義と共に

に上層階級の發生し傳播せしめた所のものである。

斯くの如き非難を以つてシユモラアは更に現代社會問題と輿論の趨向及び政治の形式を論ずる。輿論に就いては、労働者の社會的地位は、個人的の責任によつて然るのでは無い事を充分觀察し、以つて社會改良の運動に左袒す可きを説き、更に政治問題に至つて、其の結論を下さんとす。即ち、議會、自由出版、自由集會及び自由討議の今日、王政はその獨斷を以つて下層階級を指導して行く事は出来ない。然し今日の政治機關にはあまりに一階級的勢力が浸潤し過ぎてゐる。若し政治機關にして然る可くんば、政治は常に階級支配となり唯僅かに支配階級の交代を見るのみに過ぎまい、政府は須く嚴正中立でなければならぬ。超階級的であつて社會文化の圓熟を達成せしめねばならぬ。立憲制及び地方自治體の多くに階級的關心の跳躍を見受くる様に、一國にあつて、社會が自由に動ければ動ける程、經濟階級の利己心はより大なる活躍舞臺を持つ。王制に於けるよりも共和制に於いて、最も陋劣なる階級支配の行はれたるは、歴史に徴して明かである。

茲に於いて社會文化の純化を期する爲めに、此の國家使命を認識し、自由國家の

思想を了解し社會階級闘争に對して嚴然中立的であり、議會制度の最良分子によつて補せられた王政及び其の官僚政治を推稱せねばならぬ。普魯西の賢王が社會政策によつて、よく變轉期の社會及び國家の統一を持續し得たと同様に、同じ精神を以つて社會改良の法制を布き、以つて將來への發展を期すべきである。

此の論文は、プロイセン年報の編輯者であるハインリッヒ・フォン・トライチュケの論難を受ける事となつた同誌、一八七四年七八月號「社會主義と其の辯護者」。

「社會問題と普魯西國家」に對するトライチュケの批評は、同じ雜誌の七一九月號であつた。「社會主義と其の辯護者」の長論文は、(一)市民社會の基礎と(二)現在の社會的政黨との二篇に分れ、前者は國家、社會の本質及び其の歴史的發展を論じ、後者は、社會民主黨及び社會主義論難である。

シユモラアに對するトライチュケの、此の批評は、一概に従來の如く自由放任主義對社會改良派の論争と見る事は出来ない。少なからざる點に於いて、トライチュケはシユモラアの見解と軌を一つにしてゐる。自由放任のマンチェスタア學派に對する、平等主義に對する、或ひは政體論に於いて王制を支持する、基督教的な勞

働觀を有する、唯物論を排して精神的倫理的な心構へを尙ぶ、社會構成に階層的なるを認める、又は其の國家觀等々の諸點に於いてトライチケはシユモラアの所説に正面的に對立するものではない。然し乍ら、トライチケはシユモラアが歴史の發展が階級的であり、其の發生が不正と暴力とに基くとの思想に對しては反對し、階級の發生が權力に基くとしても、其は、各階級又は各個人の天賦又は後天的な特權によつて階級支配となつて現出するものであり、従つて社會の必然的形式であり何等不正でないとの見解を懷く。此の根本的見解によつてトライチケは、斷然、アリストクラティックな社會構成を主張し、以つてブレンタノ、シユモラア等有力なる大學教授の主張に反對せんとする。ブレンタノ及びシユモラアは、共に、現代文化への萬人の參與を要求する。しかし乍ら、高度の文化を支持するには低級なる經濟活動を必要とする。且つ又、高度の文化は高度の教養なくしては享受され難い。それ故に特權的な少數者が充分なる高度文化の恩恵に浴し、其の發展に貢獻し得る爲めには大多數者は、必然低級卑賤な經濟活動を以つて、此の文化を支持しなければならぬ。而してかゝる經濟的職業にあるものは文化教養の程度が

低きが故に、其の儘を以つては、現代の所産に享樂を差し許さるゝ事、全く不可能である。大多數者の文化貢獻の意義は、此の少數者によつて進展せしめらるゝ文化の經濟的根本的必要條件を供給するにある。若し、文化に對する常人の平等的享受を確保せんとするならば、優越者として一般大衆の程度に其の才能を引き下げしむるの外、方法はない。しかし、之れは一國文化の破壊を意味するに外ならない。トライチケの斯くの如き見解は極めて非民主主義的である。大衆は常に社會の下層に下積みでなければならぬ、とは至極貴族的な見解と云はねばならぬ、而して傳統の尊貴を説くが故に、家族制度私有財産制度の不變不撓を主張して、秀才及び有能者、換言すれば高度文化の直接の支持及び作成者は、常に傳統的な名門名家又は上流の階級に生れるとする。従つてトライチケは、又卑俗なマンモイズム、實業營利の精神に對しては反對をし、古典的な王制及び官僚制度に絶大の價値を認める。而して勞働者又は一般下層大衆が有する美德の一つは、其の生活及び職業上の必要にもよる事ながら、彼等の懷く敬虔なる宗教心である。此の現在に於ける卑賤なる階級も神の眼には最も優良なる國民であるとのゲェテの言

業を引用する。勞働を以つて神に對する天職と信ずる社會的基督教主義の信條と同じものを勞働者は持つてゐる。従つて如何なる生活條件に於いても、不足を訴へずして、寧ろ困難なる材料に當面した藝術家の場合に於けると同じ勇猛なる製作心を以つて邁進して、同時に、彼等は此の境地に安心立命を覺へる。人間の眞の幸福は此の安心満足にある。

しかるに社會主義及び之れに傳染した、某々の大學教授は、現在に於ける不満足を誇張し、將來社會への空想的甘夢を勞働者階級に對して宣傳する。其の間に惡意なしと雖も、歴史的社會的認識の不足より生じたる、彼等の感傷的饒舌、神經的恐怖こそ、學問的又は倫理的觀念の迷妄を引起さしめた主要原因である。權力支配に發生した國家は其の後、自己の社會的責務を認識して、超階級的文化進歩の機關として其の權力を行使する事となつた、而して國家の、かゝる責務實行と下層階級の人間の權威の自覺現在のまゝの社會に於ける、宗教的な安心立命を云ふ——トライチユケと上流階級に於ける、社會共同責任の自覺とは今日の社會の進歩を物語るものである。

トライチユケの論難は、要するに、社會主義攻撃にして、之れに影響せられたる大學教授連の社會改良論の消極的な弱音を非難するものである。社會主義の唯物論の影響をうけて物的幸福を保證せんとする彼等の主張は、最も反精神的なるもので、有力なる國民生活力を奪ふものであり、社會分業の原理による社會構成を危うするの思想である。『人間の必要に規定された社會の貴族制的構成は、實際何等、不仁、不正のものではない』と云ふのがトライチユケのシユモラア攻撃の要點である。各個人及び各階級は、社會の共同生活に連帶するものなるが故に、あらゆる自由及びその制度はいづれも社會共同生活上の必要に發する制限を受ける。此の制限を社會的利益の爲めに加へるもの即ち國家であつて、國家の社會政策とは、現代人の生命たる自由活動の貢獻に背馳する事なくして、此の極端なる個人化を防ぎ、經濟的目的の無遠慮なる追求が全國民階級の健康、教養及び道義に及ぼす可き危険を除くにある。

斯くの如きトライチユケの批評に對してシユモラアは反駁を加へた。「法律と國民經濟の若干根本問題に就いて」と題してトライチユケに宛てたる公開狀は即

ち之れである。Über einige Grundfragen des Rechtes und Volkswirtschaft. Ein offenes Sendschreiben an Herrn Professor Dr. Heinrich von Treitschke 1874-75. 本論文はヒルデブラント編纂經濟學統計學年報第二十三、四の兩卷に發表したもの、其の後單行本とせられて普く流布し、更に一八九八年他の論文と合せて「社會政策及び國民經濟學の若干根本問題について」の中に集録された(Über die einige Grundfragen der Socialpolitik und der Volkswirtschaftslehre) 此の論文はシュモラーの社會政策理論の中心體系を爲すもの、「分配の公正」を論じた雄篇である。

二百頁に上る此の長論文は、著者が其の序に云へるが如く、對トライチケの論難を主とするよりも、彼の社會觀及び社會改良理論の原理を基礎づけんとしたものに外ならない、シュモラーは既に、個別的關係的諸問題の研究の外に、社會及び經濟理論の哲學的究明を欲してゐた、彼は「經濟學の基礎問題と原理」に關する發表を論争の當の相手なるプロイセン年報の編輯者トライチケに約束してゐた。此の原理究明に彼の實際問題の具體的研究によつて強固なる根據を確守するものであつて、彼の社會經濟理論の體系を完成せしむるものである。此の意圖に於い

て、國民經濟の基礎とその律則及び公正の原則に對する關係を論ぜんとするのである。故に此の一篇を以つてシュモラーの社會政策理論の原理と云ふも過稱ではあるまい。殊にシュモラーに於いては、此の原理の科學的究明は、應て、實際社會問題に於ける實踐的意義と轉ずるのである。科學的理論的效果は、實踐上に具體化せしめられる。科學の實踐的意義を主張する事はシュモラー本來の立場であつた。此の點に就いての検討は、社會政策理論の方法論々争の時代に入らねばならぬが故に、次の機會に譲られる。

シュモラーの論文は數篇に分れる。緒論(一)著者の主張と之れに對するトライチケの批評の是正(二)獨斷論的方法と批判的方法(三)經濟、倫理及び律則(四)財産制度と分配公正の原則(五)經濟上の不正、革命及び改良(六)社會構成と社會進歩(七)現代の社會政策運動及び現象に對するトライチケの論斷の數節である。

シュモラーは、先づ、兩者の所説に相似たる所ありと雖も、其の根本思想は全く異なるものである事を主張し、從つて兩者の論争は對立する原理の抗争であるとした。トライチケの所論は誤解又は正解せられて、此の有力なる學者の有する廣

き讀者層に對して著しき影響を與へ、其の影響が極めて有害なるを以つて、彼の所論の錯誤及び不明を是正すると共に、彼がシユモラア、ブレンタノ及び講壇社會主義派の人々に與へたる、一切無差別混同的な批評、即ち現在獨逸社會民主黨と社會主義、社會主義と社會政策學會、及び同學會内部の諸會員各自の所説等に對して下された混同的批評は、皮相的な讀者をして、是等各々相違なる諸傾向を、全く同一視せしむるに至る危険を藏する。

斯くしてシユモラアは、彼等が社會主義理論に與へる稱讚は、國民經濟に於ける倫理と律則との原則の認識理論に置かれるものにして、社會主義理論の全部に對してではなく、殊に其の實際運動理論に就いては全然之れを排斥するが故に、トライチュケの云ふ、社會主義に就いての社會政策論者の接近は、社會主義と共に論難し去らるべきものでないを辯解する。彼は更に其の人間平等論、萬人の文化參與論、社會的責任論、歴史的發展に對する悲觀的傾向、階級發生の原因たる權力及び其の正邪論等に就いて、トライチュケの批評の正鵠を失せるを指摘して自己の見解の解明を爲す。

懷疑的なる批判と然らざる獨斷論とは、前者が有力となる事に於いて、近世科學の發展を生みだした所のものである。社會問題の討究を以つて今日の流行的現象とし反理性的な問題を論ずるものと斷ずるトライチュケに對してシユモラアは、社會問題の論議囂しき今日、之れを冷靜なる科學的立場より論じて、之れに對する指針を社會に示すことは、毫も反理性的の討究に非らず、しかも科學的論争に於いては、國會に於けるが如く、多數決を以つて之れを決定する可からざる事情にある。後者に於いては大體に於ける方向の一致なくんば何等效果ある結論に到達する事を得ぬ。科學的論争にあつては、眞理の力以外に決定的なるものは無い、『各國家團體に於いて、國民各個の實際的行爲は、刑法によつて規定せられた一定範圍内のみ行動しなければならぬ、然らざれば、秩序ある共同生活は不可能となる。多數者の思想及び見解が一定の限界内に於いて一致せる事は、政治上に於いても著しく望ましい事である、若し然らざれば、少くとも自由なる政體は不可能となる。しかし斯くの如き状態は、學問の自由、個人的確信の自由を法律的又は精神的に局限したり、或は一定の問題は、之れを論議埒外に置くこと定めたり、一定の法律

及び政治上の定論は之れを不可侵と定言したり、批判及び懷疑を嚴禁したりする事によつて求め得られはしない。現代國家は須からく、充分自己を意識して悠然と次の如く言ひ放ち得なければならぬ、即ち「汝等好むが儘に懷疑せよ、汝等の極めて峻嚴なる批判の後、吾が制度は公正にして理性に對して遜色なきを汝等は見出すべく、或ひは若し然らざるも、此の秩序の埒内に於ける法律的改革は、革命にまさる數倍の好都合なる機會を提供するを見出すべし」と。自由なる國家に於ける思想及び見解の統一は、唯だ健全なる社會状態及び自由討議の所産にしても、毫も存在するもの凡べて「理性的なり」との命題を以つてはじまるが如き、新しき國家獨斷論の所産ではあり得ない。』

此の見解に基いてシユモラアは、學問の名に於いて獨斷論を排して、懷疑的たらんとする、而して、歴史的經過の中、トライチケが不變として認めたる、人間の自然的な不平等、婚姻、財産制度、社會の貴族制的構成等に就いてトライチケの見解を殊に獨斷論として反駁する。

人間の不平等は自然的事實なりとするの主張に對してシユモラアは、之は大部

分文化的事實によるものであるとし、従つて不可變なる自然的事實でなく、歴史的な原因の所産である。歴史的所産とは可變的な一定原因の存在に對する因果關係にして此の原因の存する限り一定の結果——社會秩序——は存立するが、原因の變化するに於いては、此の結果も變じなければならぬ。婚姻、財産制度及び貴族制社會構成に就いても同一である。トライチケは自由交易の祝福を唱へる。然し乍ら自由交易とは一體如何なるものであるか、完全なる自由交易とは遂に存在してゐない。又、かゝる自由交易が自然的で且つ到る處有利なる効果を持つものとは思はれぬ。いづこに於いても、個々の善なり悪なりの力が財産制度所得分配組織を本質的に支配する法的倫理的埒内にあつて活動し、所を異にして色々の形態をとつてゐる。此の倫理的法的境界は恣意に變化させる事は出来ぬ、之れ又ある程度の不可變なる自然事實によるものであるが、むしろ同時に精神的倫理的發展の生産物であり、即ち進歩の法則の下に立つものである。此の境界は、時代の倫理的教養に從ひ、又新しい複雑せる經濟的關係を通じて一時規定せられたる社會の要望に從つて、或ひは擴がり或ひは狭まるのである。絶對的な自由交易は將

來に於いて國家を廢止すると考へる夢と同様、ユートピアである、國家が廢止せられざる限り絶對的自由交易の成立する理由が無い。

かくの如くシユモラアは自然の物理的經過に於いてこそ、不變なる現象を認むると雖も、其の他に於いては進歩を認め、其の存在を信ずるのである。婚姻、財産制度、一定の社會秩序に絶對的なる倫理的觀念は存在しない。トライテュケが之れ等の制度の有する不可變の倫理的觀念なりと誤認するものは、あらゆる法的制度の上に立つ倫理的觀念にして、婚姻財産制は成文法的外形に過ぎず、此の中にかの倫理的觀念が自からを表現するに外ならない。従つて外的形體そのものは常に改變を蒙るを免れない。

シユモラアが此の點に於いて強調する所のものは、自然的決定因に對して文化的歴史的決定要素の有力なる作用である。國民經濟組織の上に及ぼす、文化創造の働きかけは看過す可からざるものである。社會組織の形體を決定する要素には、自然的工學的のものがあつた外に、心理的倫理的原因の一聯がある、又個々の經濟行爲は全體的感情世界觀念世界によつて左右され、客觀的普遍的なる生活秩序に

よつて影響せられ、故に經濟活動も亦、倫理的見地の下に來る可きである、而して此の心理的倫理的原因要素が國民經濟の組織を決定するは、常に同一の強度を以つてするものでない。心理的倫理的原因要素そのものが不變の存在に非ざるが故に、之れに基く制度に變化が生ずる。利己心を以つて恒久的確定的な動機と見るのは誤りである。利己心其のものは本質的なものであるとは云へ、之れのみが、又唯一の要素ではない。之れに基いて國民經濟の自然法、自然秩序を云々するの迷妄は瞭然である。

其れ故に、シユモラアにとつては、國民經濟組織問題は單なる技術的工學的問題に非らず、單に自然的機械的勢力によつて支配されるものでなくして、心理的衝動生活の問題であり、倫理と律則との問題であり、倫理的生活秩序の問題である。國家權力の發動の大小に就いての論議は、寧ろ第二次的な問題であつて、彼等の新經濟學派の特色は如上の點に存在し、彼等は、國民經濟の内に自然秩序を認める思想家にとつては、必然否定するか又は解明の餘地なき、社會に於ける進歩を信ずる點にある。

マンチエスタア學派に對する此の根本的差別の外になほ次の諸點が指摘される。彼等の主張する形式的物質的自由主義は、文化、經濟の發展を、廢棄せられたる拘束的法令の數によつて量らんとするが、しかも、實際に於ける貸銀狀態の研究は、此の自由主義的立法殊に、勞働契約に關する自由が多大の弊害と經濟上の不公正とを發生せしめた事實を確かめ得てゐる。社會的弊害を形式的法制の改正それ自體で除き得るとは空想である。利己心と自由競争のみから調和が生ずると考へるは、國民經濟學と云ひ乍ら、個人の經濟丈けをしか注視しなかつた獨斷的學派の誤信である。批判的人々にとつては、調和とは現實の事實でなくして、その實現又は接近に努力すべき理想である。理想への歩みは歴史の示す所である。此の理想と共にシュモラアは彼の持論である、あらゆる人間が文化の生み出した高級の所産に益々參與す可き事を理想として掲げる。世界史の意義は、漸次に多くの人間を引きつゞいてあらゆる文化の所産に接近せしむる事にあり、其の目標は最下層の窮厄せる階級の陥込んでゐる水準を引きつゞいて高める事にある。自然的過程のみを以つてしては之れは保證されない、文化の進展が之れに参加しな

ければならぬ。其の進展とは、分配公正の原則を以つて、經濟的社會的不公正に抗議する事である。

茲に於いてシュモラアの社會政策理論の中心點社會政策觀念の嚮導的指針に到達する。分配公正の原則とは、所得及び財産を徳性及び給付に相當せしむる時に、確立せられる。財の分配及び所得分配については倫理的精神及び法律とを備へた國家及び社會が責任を有するものである、何となれば所得分配の傾向を決定するものは、倫理及び律則に外ならないから。シュモラアは既に一八七〇年に唱へたと同じく現在の分配制度は此の公正原則に適へりや否やを疑ふ。而して過去の文化が此の原則に背馳して財産分配と道義の對立によつて滅びたるを見れば、現在の社會も此の對立を改革によつて救はねばならぬ、而して其の改革とは分配公正の原則に接近する事に外ならぬ。シュモラアは之れを以つて社會政策の正規原則とし、之れによつてトライチケの貴族制文化理想に對して民主的文化理想を標榜する。

社會の進歩は、單なる權力の上に此の公正の原則が樹立した時に生じ、權力と奉

仕とは次第に相合致して、所得分配の自然的原因と倫理的原因とは次第に相一致するに至らねばならぬ。或る種の自然的事實、技術的經濟過程例へば財産の如きは倫理と律則とによつて把握され、改鑄され、かくて社會生活のより高い形式にのぼされる。

分配の公正を確立すると雖も其の爲めに社會根本基礎を危うからしめてはならぬ、シユモラアは外形的法令の改廢を云々せずして、倫理的觀念の更新を重要視する、此の觀念の更新によつて、財と所産の公平なる分配を保證する法制の更新が許される。さればシユモラアの説くところは、此の社會は倫理的觀念の振興でなければならぬ。故に恵まれたる事情にあるものは自から進んで義務意識を以つて、他の階級の爲めに配慮せねばならぬ。之れによつて必ずしも恵まれざる者に對する豊かなる物的給付を意味するものでなく、教育施設其の他、下層階級の智的、精神的、道德的向上を可能ならしめる施設を意味する。之れによつて階級の對立、經濟的不公正を除き、又は緩和し、分配公正の原則に近づき、以つて社會立法によつて進歩を促し、下層中流階級の精神的、物質的向上を保證し得るに至る。

此の政策目標に對して細目の綱領は豫め決定的に示すを得ぬ、しかれ共、改良對策の正規たる可き豫備條件としては次の如く考へられる。即ち改革を急激ならしめざる事、確固たる原則なくして、個人の財産等を犯さざる事、間接に將來に於いて改善せらる可き分配制度を期する事——例へば教育によりて、將來の競争場裡に於ける力の配合を變化せしめ、又は家庭生活の正規的標準化を行ひ、節儀を正しからしめ、勞働者の團體を認めて、經濟上の力を増加せしめ、財産課税に重きを置く税法の改正、累進的所得税相續税等によつて巨大なる資産の集中を防止せしめる等々の對策が顧慮せられる。しかれ共、是等の改良はいづれも、直接權力の行使によつて強制せらる可きではなく、かゝる見解に擔はれたる有機的發展の發露でなければならぬ。窮困の階級を向上せしめんとする、社會的改造は單に外面的であつてはならぬ、故に教育及び獨立者の支助等が重要であり、與へられる所は常に受くる者によつて働き得られなければならぬ。

此の分配公正の原則に立つシユモラアの社會觀は、あらゆる人間を文化の全所産の享樂に招く事は社會の責務でないと主張した、トライチケの貴族主義とは

著しき相違を示す、しかれ共シュモラアの期する所は、精神的振張による解決である。社會政策論者の物質的方面に於ける具體的實際的活動にも拘らず、其の理想及び實現の方法が、精神主義に限られてゐる事は、彼等が單なる倫理的要素の作用を科學的に認めるに止まらずして、一步を進めて、倫理的實踐の行動者たる事を證明してゐる。此の點が、後に至つて、社會政策方法論上の難點となつたのである。

其は兎に角、此のシュモラアの反駁は、再びトライチケの答辯を促した。Die gerechte Vertheilung der Güter. Offener Brief an Gustav Schmoller (一八七五年四月十日附)がそれである。此の論文に於ては、トライチケは遂に社會の基礎の内に一個の自然の秩序を認めると主張した。而して此の不變の秩序は決して禍に閉ざされてゐるものではない、何となれば、社會階層間の昇降自由なるが故に、下層階級を直接向上せしむる事より、一層大なる期待を有し得ると考へた。

此の論争の價值は一般にシュモラアの「法律及び國民經濟の基礎問題」の解決を得た事にあるとせられてゐる。本來トライチケの貴族主義的な傾向は、明かに

勞働者に味方する社會政策學者の見解と著しく對照的である、しかし、共に社會主義に對しては、後退的の態度を示してゐる。トライチケが自然法的秩序を認めたとの一事は、論争上の成行に外ならないとせられてゐる。故に自然法論に就いては、シュモラアとトライチケ間の根本的の相違が果して極めて深いか否かは、疑問である。唯シュモラアは、絶對的に「徳と法」とによつて規定せらるゝ社會秩序を認める。之れに對してトライチケは、餘りに「道義的熱情」に過ぐるものとの口吻を漏す。

又、此の論争が周圍の事情によつて、餘り大きな反響を起さなかつたのも事實である。それと同時に其の後全然、此の種の論戦が跡を消したものと云へない。シュモラアの言葉の如く科學研究上の對立は、何時迄も残るものである。しかし、社會政策的傾向を中心として、殊に其の輿論的勢力の擡頭、實際運動への組織運動を中心としてみれば、新經濟學派、即ち講壇社會主義派の努力は報ひられたるものとみて差支なからう。社會政策學會は堅固な基礎を以つて成立し、有力なる活動を續けてゐる。ビスマルクの手によつて社會政策は實行されて來た。原則理論

は兎に角、除外例にせよ、諸般の社會改良的施設は漸次實行されて來た。シユモラアが一八九七年の柏林大學總長就任の講演の結尾に於いて、大體の傾向に於ける、彼等自派の勝利を唱へたのも失當ではなからう。

唯此の勝利は再び新しい敵によつて襲はれねばならなかつた。社會改良の運動機關としての社會政策學會の成功は此の本稿に述べた、而して、此の傾向に對する學問的理論的根據は、ヘルドの云へるが如く、講演社會主義者の經濟社會理論である。ヘルドは講演社會主義者と名づけられたる一派は、一學派であるとした、此の學派の理論的貢獻の最高峰はシェンベルクの國民經濟大辭典の編輯(一八八二年)であつたらう。之は倫理的經濟學派と稱せられる人々の共同製作にして、ブレシタノの勞働者問題、シェンベルクの國民經濟論、及び工業論、ノイアンの經濟學の基礎概念等が載せられてゐる。

しかし一八九〇年以降に於いて、此の學問的、最高峰は科學的檢討を受ける事となつた。同時に社會的情勢は、纏て二十世紀に入つて、社會政策の危機を叫ぶ様になつた。次の稿は先づ、社會政策論者の經濟學理論に對する批判に始まらねばならぬ。(昭和六年九月二十八日)

莊内藩の與内制度に就いて

國分 剛二

酒井左衛門尉侯の領地である出羽國莊内藩(山形縣東田川・西田川・飽海の三郡)には與内(ヨナ)或は與内米と稱する制度があつた。此の制度は一種の豫備貯蓄制度で、定期的の必要にも不時の救済にも支出したのであつた。其の起原は莊内藩に始めて行れた制度でないから他藩にもあつた事と思ふが、淺學な私には知る所がない。

偕て此の與内といふ名稱は、何なる意味を籠つて居るか、之も知らないが、或は組頭(くみがしら)といふ文字を與頭と書き、又た與力といふ文字を使つて居る所を見れば、與を組と同様の意味に使つて「クミのウチ」即ち自分達の意味に使ひ、「自分達の米」であるといふ意味になり、「自分達の米を預けて置いたので藩廳の物ではないぞ」といふ意味であつたかも知れない。

此の制度は藩士、農民、商家の各階級にもあつて、明治の廢藩置縣まであつたが、其の組織と運用とは各異つて居つた。そこで私は此の制度に就いて、なるべく明細に述べてみたいと思つて居つたが、農民と商家に關する資料は全く無いのではないが、實に乏しいのもあり、莊内藩としての起原は藩士に始つたものであるから、藩士方の記録を主として述べることにした。